

財務省告示第二百十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年三月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年四月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行行
利付国庫債券（十年）（第二百五十八回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七條第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け	額面金額で二千六億円	二千四億三千九百五十二万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年三月二十二日	額面金額百円につき九十九円九	十二年・三パーセント

十二

の経過
払込み

年金資金運用基金理事長は、払
込金額に加え、次の算式によ
算出した金額を第十八号に規
する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 1.3 \times 2}{100 \times 365}$$

十三

初期
利率

平成十六年九月二十日を
とし、次の算式により支払
金額を支払う。ただし、支
金の銀行休業日に当たるとき
が、翌営業日に支払うときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規
する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期
以後
の利率

毎年三月二十日及び九月十
を、支払期とし、各支払期に
て、その日以前六月間に属す
利率を支払う。

十五

償還
金額
の限度

平成十六年三月二十日
額面金額百円につき百円

十六

元利
支所

日本銀行

十七

払込
期日

平成十六年三月二十二日

十八